

我孫子市医療機関等総合緊急対策支援金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中、原油価格、電気料金、ガス料金等の物価の高騰の影響を受け、厳しい運営状況に置かれている医療機関、薬局、助産所及び施術所（以下「医療機関等」という。）に対し医療体制の維持及び業務の継続を支援するため、我孫子市医療機関等総合緊急対策支援金（以下「支援金」という。）を交付することについて、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 医療機関 医療法（昭和23年法律第205号）第1条の5第1項に規定する病院及び同条第2項に規定する診療所をいう。
- (2) 薬局 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号）第2条第12項に規定する薬局をいう。
- (3) 助産所 医療法第2条第1項に規定する助産所（入院施設を有しない助産所を除く。）をいう。
- (4) 施術所 あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律（昭和22年法律第217号）第9条の2第1項又は柔道整復師法（昭和45年法律第19号）第19条第1項の規定による開設の届出があった施術所をいう。

(交付対象医療機関等)

第3条 この要綱に基づき支援金の交付を受けることができる医療機関等（以下「交付対象医療機関等」という。）は、令和4年12月1日において本市に所在する医療機関等であって、第5条の規定による申請をする日において、休止していないもの及びJ Aとりで総合医療センターとする。

(支援金の額)

第4条 支援金の額は、次の表の左欄に掲げる医療機関等の区分に応じ、それ

ぞれ同表の右欄に掲げる額とする。

医療機関等	支援金の額
病院及び診療所（有床）	1床につき10,000円
診療所（無床）	100,000円
薬局	100,000円
助産所	100,000円
施術所	50,000円
J Aとりで総合医療センター	1,000,000円

（交付の申請）

第5条 交付対象医療機関等は、支援金の交付を受けようとするときは、令和5年2月28日までに我孫子市医療機関等総合緊急対策支援金交付申請書（様式第1号。次条において「申請書」という。）を市長に提出しなければならない。

2 支援金の交付の申請は、1の医療機関等につき1回に限る。

3 第1項の規定にかかわらず、一般社団法人我孫子医師会、一般社団法人我孫子市歯科医師会、我孫子市薬剤師会又は公益社団法人千葉県柔道整復師会柏・我孫子支部（以下「医師会等」という。）に加入している交付対象医療機関等に係る支援金は、当該交付対象医療機関等が加入している医師会等が代理して申請することができる。

（交付の決定）

第6条 市長は、前条の規定による申請があったときは、申請書の内容を審査し、支援金の交付の可否を決定し、我孫子市医療機関等総合緊急対策支援金交付決定（却下）通知書（様式第2号）により、当該申請をした者に通知するものとする。

（請求）

第7条 前条の規定により交付の決定を受けた交付対象医療機関等は、支援金の交付を受けようとするときは、交付の決定の通知を受けた日から起算して30日以内に市長に請求しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、医師会等に加入している交付対象医療機関等に係る支援金は、当該交付対象医療機関等が加入している医師会等が代理して

請求することができる。

(交付の決定の取消し及び返還)

第8条 市長は、偽りその他不正の手段により支援金の交付の決定を受けた者がある場合は、当該交付決定を取り消すとともに、既に支援金を交付しているときは、期限を定めてその全部又は一部の返還を命ずるものとする。

(補則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、支援金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、公示の日から施行する。

(失効)

2 この告示は、令和5年3月31日限り、その効力を失う。ただし、同日までに第6条の規定により交付の決定を受けた者に係る第8条に規定する交付の決定の取消し及び返還については、同日後もなおその効力を有する。